

比叡山中学・高等学校親師会会則

第 1 章 総 則

第 1 条 本会は延暦寺学園親師会といい、事務所を同学園内に置く。

第 2 条 本会は本学園の特徴を伸張して、人材育成の徹底を期するため本高校並びに中学の生徒の保護者が教職員と一体となって、本校の運営並びに教育の実践に対して研究協議すると共に、諸般の事業を援助し併せて学校と家庭との連絡を緊密にして、本校存立の目的を達成しようとするものである。

第 2 章 会 員

第 3 条 会員は本高校並びに中学の生徒の保護者とし、本会はその保護者及び教職員をもって構成する。

第 3 章 事 業

第 4 条 本会は第 2 条の目的を達成するために概ね次の事業を行う。

1. 本校の教育振興発展に関する事項並びに会員相互の親睦、研修に関する事項。
2. 生徒の学習教科施設の充実支援に関する事項。
3. 生徒の体育奨励並びに養護施設の支援に関する事項。
4. 生徒の教育施設の支援に関する事項。
5. 生徒の学習用具の補給、見学等の補助に関する事項。
6. 教職員の研究調査その他の支援に関する事項。
7. 会員の表彰に関する事項。

第 4 章 役 員

第 5 条 本会は次の役員を置く。

会 長 1 名
副 会 長 2～3 名
庶 務 会 計 若干名
監 事 2 名
理 事 若干名

第 6 条 会長、副会長、庶務会計、監事、理事は役員会において選出し、総会において承認を受

ける。

第 7 条 役員任期は 1 年とする。ただし、再任は妨げない。

第 8 条 会長は本会を代表し、総会・役員会を招集しその議長となる。
副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はこれを代理する。
庶務会計は会計・事務を処理する。
監事は本会会計を監査する。
理事は本会の重要事項につき協議する。

第 5 章 相 談 役

第 9 条 本会に相談役を置くことができる。
相談役は、会長経験者とする。
相談役は、会長が委嘱し、その任期は役員と同じとする。
相談役は、会務全般にわたり、会長の諮問に応じ意見を述べる。

第 6 章 会 議

第 10 条 本会には次の会議を設ける。

1. 総 会 毎年度始めに開き、会員総数の 3 分の 1（委任状を含む）の出席により成立するものとし、事業と会計報告、役員承認その他必要な事項を審議する。なお、緊急を要する場合には臨時に総会を開くことができる。また、総会議案は出席会員総数の過半数で議決する。
2. 役員会 会長が必要と認めた時開催するものとし、細則の制定、改正及びその他会務の執行に関する事項を審議する。

第 7 章 経 費

第 11 条 本会の経費は次の収入をもってこれに充てる。

1. 会 費
2. 寄付金、雑収入

第 12 条 会費は会員年額 9,000 円と定める。

第 13 条 本会の会計年度は 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終える。

第14条 弔慰に関する事項については、細則のとおりとする。

第 8 章 そ の 他

第15条 本会則の変更は役員会の決議により総会の承認を経るものとする。

第16条 本会則の施行に伴う細則は役員会において定める。

附 則

この会則は、平成10年7月16日から施行する。

この会則は、平成16年6月19日から施行する。

この会則は、平成19年6月16日から施行する。

この会則は、平成21年6月20日から施行する。

この会則は、平成22年6月19日から施行する。

この会則は、平成26年6月21日から施行する。

この会則は、令和元年6月15日から施行する。

比叡山中学・高等学校 親師会 弔慰及び見舞に関する細則

第1条 (趣旨)

本細則は、比叡山中学・高等学校親師会会員等に対する弔慰及び見舞に関し必要な事項を定める。

第2条 (弔慰金等)

1. 本会会員、本学園在学学生及び教職員が死亡したときは、弔慰金10,000円を贈るものとする。
2. 本会及び本学園の功労者が死亡したときは、会長の承認を経て、供花一基を贈るものとする。

第3条 (見舞金)

1. 本学園在学学生が疾病負傷等により1ヶ月以上の入院による欠席をしたときには、見舞金5,000円を贈るものとする。
2. 特に重篤な疾病負傷等については、上記にかかわらず別途役員会において審議、決定する。

第4条 (支給の手続き)

弔慰金、見舞金の支給を受けようとする者は、原則として事後1ヶ月以内に支給に係る申請書を提出しなければならない。

第5条 (差出名等)

本会が本細則に基づき弔慰金、供花、見舞金等を贈るときは、会名で贈るものとし、返礼は受け取らないものとする。

附則

本細則は、令和元年6月15日から施行するものとする。